

Title	オズボーン判決(1909年)(II) : イギリス労働史におけるリベラリズムとソーシャリズム
Sub Title	The Osborne case of 1909 (II)
Author	松村, 高夫
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1997
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.90, No.1 (1997. 4) ,p.72- 88
JaLC DOI	10.14991/001.19970401-0072
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19970401-0072

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

オズボーン判決（1909年）（II）*

— イギリス労働史におけるリベラリズムとソーシャリズム —

松村高夫

V. 高等裁判所での経緯とネヴィル判決

合同鉄道従業員組合（A.S.R.S.）が労働党に寄金することは違法であるとするオズボーンの訴えにかんしては、計3回の判決が下された。まず、高等裁判所ではA.S.R.S.の勝訴＝オズボーンの敗訴となり、控訴審ではそれが逆転し、オズボーンの勝訴＝A.S.R.S.の敗訴となり、さらに上院では控訴審と同じ判決を下した。この1909年のオズボーンが勝訴した最終判決（オズボーン判決というばあいは狭くこれを指すことが多い）は、1913年労働争議法制定により無効となるまでは、効力を発揮しつづけた。3回の裁判は、当時の労働運動史におけるリベラリズムとソーシャリズムの対立の法的表現であった。以下、これらの3回の裁判における審議過程と判決内容を検討し、さらにその影響を具体的に明らかにしたい。

高等裁判所では1908年7月21日と22日に審議がなされたが、オズボーン側の弁護士ジェンキンス（C. E. E. Jenkins）は、主として2つの点を取りあげてA.S.R.S.の労働党への政治寄金を批判した。第1は、政治寄金を可能とした1906年の組合同規約の変更が、手続き上の正当性をもっていないとした点である。政治寄金を認めたA.S.R.S.の規約は、1906年10月のA.S.R.S.年次大会で明確に賛否を問うた結果承認されたものではないし、A.S.R.S.の各支部がその規約の内容を十分周知していたわけでもない、と主張した。また、A.S.R.S.年次大会で決定された議会代表基金にかんする規約変更は、3年毎に変更可能としている組合同規約18条に違反しているので無効であるとした。すなわち、議会基金徴収の規約13条の変更は、1905年の年次大会で行われているので、3年後の1908年までは変更できないはずだと主張したのである。これは極めて技術的な手続き上の批判であった。もっともその規約は、A.S.R.S.執行委員会が緊急に必要と認めれば3年経ずとも変更は可能であると規定していたので、当然A.S.R.S.側の弁護士は規約変更が「緊急に必要と認め」てなされたのだと主

* 前稿(I)は『三田学会雑誌』86巻2号、1993年7月に掲載されている。

張し、現に友愛組合登記所が変更した規約を受理し証明書をだしているのではないかと反論した。

第2は、労働党への政治寄金にかんするより本質的な問題である。ジェンキンスは、労働組合が議員に直接支払うことは認められるとしても、労働党のような労働組合の外部の団体に寄金することは認められない、と主張した。労働党は社会主義を掲げ、労働組合の目的とは異なる目的を持っているから、というのがその理由であった。選出された議員は労働党に投票することを強制されるので、組合に利益になる法律であっても賛成投票ができないかもしれないというのである。

ネヴィル (J. Neville) 裁判長は、審理2日目の7月22日にジェンキンスの主張を中断し、早々とA.S.R.S.勝訴の判決を下した。判決は、手続き上の不備という点については、登記所の規約変更を認めた証明書を重視してオズボーン側の主張を斥け、また、立法化を促進するために議員に支出することは、労働組合員の利益を追求する労働組合にとって合理的方法であるとした。組合が選んだ議員は、独立した議員として議会にいくのか、それともある政党の支持者としていくのかは、全く労働組合の自由に属することであるとしたのである。ジェンキンスが社会主義は労働組合の存在を脅すと主張したのにたいし、判決は社会主義を選ぶかどうかは「政策の問題」(question of policy)であり、社会主義を掲げる政党に寄金するから違法であるとはいえないとしたのである。⁽¹⁾

このネヴィル判決の背景には、その直前になされたスティール (Steele) 対南ウェールズ炭鉱夫連盟 (S.W.M.F.) の訴訟にたいする判決があった。その訴訟はS.W.M.F.が議会代表基金の設置を投票多数で決定し大会でも承認していたなかで、1906年スティールという4年間その基金を支払った組合員が当組合の執行委員会を訴えたものである。裁判のなかで1876年法16条をどう解釈するかが論争点となったが、判決は炭鉱夫組合を勝たせ、高等裁判所としては労働組合の政治寄金を合法とした最初の判決となったものである。

ネヴィル判決にたいする反応はさまざまだった。保守的新闻『デイリー・エクスプレス』は、コメントなしで、「社会主義者に支払ってもよいという判決」を見出しとした。自由主義的新闻『レノルズ・ニューズペーパー』は、R. ベル (A.S.R.S.総書記) が判決は意外だったと語ったと報じた。『レイバー・リーダー』は、「この判決は、今回だけ労働組合の労働党支持を否定する努力から労働組合を守るだろう」と書いた。⁽²⁾「今回だけ」という予測は、その後の中することになるのだが、このネヴィル判決にたいしてはまだ労働界全体は強い関心を示したようにはみえない。

A.S.R.S.の年次大会では、ネヴィル判決が労働組合の政治活動を認めたものとして歓迎されたのは当然である。支部のなかにはオズボーンにたいして組合除名などの強い措置をとるべきだと主張

(1) Philip S. Bagwell, *The Railwaymen: The History of the National Union of Railwaymen*, vol.I, chapter 9; M. J. Klarman, *The Osborne Judgment/Historical Analysis*, D. Phil. thesis, 1987, Oxford, chapter 3.

(2) *Daily Express*, July 22, 1908; *Reynolds' Newspaper*, July 26, 1908; *Labour Leader*, July 24, 1908, quoted in Klarman, *ibid.*, pp.89-90.

する支部もあった。たとえば、ペイズリー (Paisley) 支部は、本部の R. ベル宛に、「オズボーン敗訴の判決がなされたので、この件にかんし当組合に生じた全支出はオズボーンが支払うべきであり、かれが組合員として残るのに妥当な人物であるか否か、つぎの執行委員会の議題にするよう」⁽³⁾ 要請している。この時点では執行委員会はオズボーンを除名することはしなかったし、また、できることでもなかった。じじつ9月中旬の A.S.R.S. 執行委員会はオズボーン問題を討議したが、何の決定もしていない。⁽⁴⁾ 後述するように、組合がオズボーンを除名し新たな訴訟が起こるのは、上院の最終判決がでた後のことである。

一方、オズボーンはネヴィル判決に落胆したが、控訴する決意を固めた。オズボーンはその理由をつぎのように書いている。「わたしの最近の行動はわたしの名前でなされたが、しかし、本当は A.S.R.S. のウォルサムストウ支部であった。わたしは2つの目的をもっていった。第1は、組合が外部の政治団体と連携し基金を使うことを防止する禁止命令を得ることであった。……社会主義が労働組合の関門であることが、いまや明らかである。われわれの情報源によると、労働組合に加入することにより、あなたは全ての政治的自由を奪われ、政党を1つだけ支持しなければならない。ベル氏と T・ハートやステドマンのような良心的な人々は排除され、それに代わって無節操な(利己的な) 政治的山師が入ってくることになる。かような重大な決定は、一人の裁判官の意見に依拠すべきではない。それ故わたしは控訴するべく試みている。」⁽⁵⁾ その年の夏の終わりに、炭鉱夫組合が労働党への参加を決定したことがオズボーンの危機感を増し、控訴の意志を固めさせた。オズボーンは敗訴した結果、裁判費用を支払わねばならず、資金不足に悩まされたが、かれの弁護士ウィルキンソン (C. T. Wilkinson) から借金してようやく控訴した。オズボーンは回顧録のなかで、「わたしは寄付された金の全てを失った」⁽⁶⁾ と書いている。

オズボーンは、自らの主張を新聞をとおして訴えた。1908年11月4日の『デイリー・エクスプレス』には、「わたしは国中の労働組合員たちから、かれらが社会主義労働党への寄金を強制されて

(3) Letter from Wm. Weir, secretary of Paisley branch, A.S.R.S. to R. Bell, August 8, 1908. (MSS. 127/AS/OC/3/4/22)

(4) 1908年9月20日にオズボーンはベル宛の葉書で、最近の執行委員会でオズボーン問題を討議したが、それは本人に通知されなかったし、招聘もされなかったことは「かなり特異である」と書き、明日シティーにいき A.S.R.S. の本部事務所に寄るので経緯を説明してほしい旨求めた。これにたいしベルは9月21日付けで、執行委員会の議事録がオズボーンのもとに着いたら見てほしい、「会議で何が語られたかを貴兄や何人かの人に報告するのはわたしの任務ではない。わたしは同じ決定を伝えるだけである。あなたの行動にかんするかぎり、決定は何もなされなかった」と返信している。(Letter from W.V. Osborne, Walthamstow branch, A.S.R.S. to R. Bell, September 20, 1908, MS. MSS.127/AS/OC/3/13/36; Letter from R. Bell to W.V. Osborne, September 21, 1908, MSS. 127/AS/OC/3/4/28)

(5) Letter from W.V. Osborne to probably Edward Charles, EC, August 14, 1908. (MSS.127/AS/OC/3/4/24/i)

(6) W.V. Osborne, *My Case*, 1910, p.22, f.

いるとの多数の不满を受けとっている。わたしが個々の組合にたいして禁止命令をだすため、政治基金に良心的に反対する組合員がいるばあいには、わたしの弁護士に推薦する用意があると知らせてくれるよう願う⁽⁷⁾」と、控訴を支持する組合員の拡大を訴え、控訴の正式な申請は近いと書いている。

VI. 控訴審判決

1. 判決の経緯と内容

控訴審は1908年11月12日、13日、16日に、3人の控訴院判事、コウズンズ=ハーディー (Cozens-Hardy)、モウルトン (Fletcher Moulton)、ファーウェル (Farwell L. JJ.) のもとで開かれた。オズボーン側の弁護士としてふたたびジェンキンスが立ち、前回と同様 A.S.R.S.の議会代表基金にかんする規約の手続き上の有効性も問題にしたが、今回力点を置いたのは規約そのものの違法性であった。寄金先の労働党が社会主義政党であることを印象づけるために、労働党大会で生産手段の公的所有 (パブリック・オーナーシップ) を党の目的として決定していることを引用し、国会議員が一国の利益という観点からではなく、かれに寄金を支払った団体の単なる代弁者となることを強制している組合規約は違法である、と主張したのである。そのさい、2人の判事コウズンズ=ハーディーとモウルトンは、1906年労働争議法の労働組合基金を規定した4条をとくに問題としたが、これにたいし、A.S.R.S.側は1871年・76年労働組合法をもって対抗した。同労働組合法は労働組合が代表を議会に選出することを制限していないので、組合は自由に議員を選出できるはずだと主張したのである。

だが、判事が A.S.R.S.側の弁護士ピーターソンに向かって、執行委員が非産業的目的で行動したばあい、組合の財政上の責任は問われないのかと尋問したのにたいし、ピーターソンは財政上は免責されると答えたが、この回答に2人の判事は不満だった。また、もう1人の判事ファーウェルも、組合員には政党を選択する自由がなく、組合員は「奴隷なのか？」と尋問した。このような判事たちの反労働組合的態度は、審議の途中で明白となった。ここで、判事が議会代表基金の強制徴収と特定候補者への強制投票を混同していたことは、留意しておく必要がある。

控訴審判決は1908年11月28日にだされた。予測されたとおり3人の判事はほぼ同意見で、先のネヴィル判決を覆し、オズボーンを勝訴とした。判決は1時間を越える長いものであった。判決は、A.S.R.S.とその信託者が組合規約13条4項が規定する目的で組合基金を支出することを禁止し、議員の給与支払いも停止しなければならない、とするものであった。A.S.R.S.の議会代表基金にかんする組合規約は正当な手続きで通過したのでなく、また、それ自体が違法性を有するというのがそ

(7) *Daily Express*, November 4, 1908.

の理由であった。以下、判決内容をやや詳しくみてみよう。

判決のなかでコウズンズ=ハーディーは、1871年・76年労働組合法16条は「制限され限定された規定」であるから、議会代表支持のようなそれ以外の目的を付加してはならない、としている。かれはこういう。「わたしが厳格な労働組合の目的と呼ぶものに付加したなんらかの労働組合の行動に、〔1906年労働争議法による〕免責と除外が適用されることが可能であると考えるのは、わたしには無茶であるように思われる。」1871年・76年労働組合法の目的からして、「その意志のない少数者」を罰金・除名などにより強制して、「心から賛成していない目的のために」寄金させることはできない、と。こうして、労働組合が議会代表のために強制基金を用意することは違法であると明言した。コウズンズ=ハーディーはまた、A.S.R.S.の規約変更を認めた登記所の証明書については、登記証明書は規約が正当に通過したことの証拠にはならないと判定した。

つぎに、判事モウルトンは、A.S.R.S.の規約変更の問題を重視し、組合規約2条4a項は大会で承認後3年毎しか変更できないと規定している、緊急のばあいはその限りではないとしているが、A.S.R.S.の大会で緊急であると指定する決議はなされていない、と判定した。具体的には、カーディフの1906年A.S.R.S.年次大会におけるエムブレム氏の演説は、執行委員会が規約変更を緊急であると扱ったような内容ではなく、したがって執行委員会は大会の決定を越権（ウルトラ・ヴァイラス）しているのであり、規約変更は正当に通過したとはいえない、としたのである。さらに登記証明書があるからといって、その規約変更が有効なものとはいえないとした。その理由として、登記官は相反する内容をもつ申請書を同時に受け取った例もあったように、いかなる申請でも受け付けるとしている。最後にモウルトンは、組合の政治活動自体の違法性を問題にする。1876年労働組合法16条は、労働組合活動の「包含的規定」（インクルーシヴ・ディフィニション）であって、組合活動は規定が含意すること（およびその補助的事項と関連した事項）だけに限ると解釈し、そこには政治的活動は含まれていないとした。そして、組合員にたいし組合推薦の候補者に投票することが強制されることを批判しただけでなく、組合による寄金を交換条件にして議員が選出母体の利害に則して行動することは、パブリック・ポリシーに反するとし、このような契約をしたA.S.R.S.の規約13条4a項と1906年のカーディフ大会で通過した新第7条とはともに無効であるとしたのである。モウルトンはその例えとして、ブリストル選出の議員はブリストル選挙区民のために行動してはならず、英国国民全体のために行動しなければならないと主張した。これはいうまでもなく、エドモンド・バークの主張した保守主義を特徴づける有名なフレイズである。判事ファーウェルも同様に、パブリック・ポリシーの観点からA.S.R.S.の組合規約は越権（ウルトラ・ヴァイラス）であるとの判決をだしている⁽⁸⁾。

(8) 控訴審の判決内容については、Letter from Pattinson & Brewer to R. Bell, November 28, 1908. (MSS. 127/AS/OC/3/2/28) がタイプ用紙6枚に詳しく報告している。

2. 判決にたいする A.S.R.S.などの対応

控訴審判決の日、破れた A.S.R.S.の担当弁護士事務所パティンソン・アンド・ブルーアーは、その判決内容の要約を総書記 R. ベルに伝え、そのなかで、「この判決の結果、議員を支持するために寄金することは全く不可能になるだろう⁽⁹⁾」と書いた。しかし、ベルにとっては予想外の判決であり、判決にともないさまざまな問題が生じることが予想された。ベルはつぎのような点を弁護士ピーターソンに至急問い合わせてくれるよう求めている。

- 1 「執行委員会または年次大会は、組合員にたいし議会または地方議会の代表への寄金を強制できるか？
- 2 組合は、現在の国会議員の給与と支出を組合基金から支払うことを継続できるか？
- 3 執行委員会は、議会基金規則により寄金された議会基金のなかの手持ちの金を分配しつづけることができるか？
- 4 組合は、その基金から労働党の加盟費を寄金できるか？
- 5 執行委員会は、組合員から自発的（ヴォランタリー）基金を求め管理することができるか？
- 6 議会代表にかんする規約または規約の一部は、いまや無効なのか？
- 7 組合は組合基金からハドソン氏に組織書記として給与を支払っているが、かれの時間を議会にだけ費やさせることはできるか？
- 8 控訴審の決定を覆すために、いかなる示唆が得られるか？
- 9 議会代表を合法化するために、労働組合法のいかなる改正が必要か？
- 10 「組合の目的」を特定しない規約というものは可能か？⁽¹⁰⁾

上記の10項目の問い合わせにたいし、パティンソン・アンド・ブルーアー法律事務所は、12月10日ピーターソンからの「レイバー・ कांग्रेसへ参加する費用をだすことが判決の禁止命令違反になるか否かは、議事の内容いかんである⁽¹¹⁾」との返事を伝えた。

各支部からも問い合わせがあった。11月30日にはハスランド (Hasland) 支部から「控訴審の判決により、議会基金をわれわれは組合員に強制できないことになったが、もしかれらが同額を自発的寄金として払うと考えたならば、われわれは同額を受け取ることが正当であろうとわたしは考える⁽¹²⁾」として、それについて意見を求めている。また、ランカスター (Lancaster) 支部は、12月1日に議会基金を12月の分として徴収できるかを問うている⁽¹³⁾。これにたいしてベルは明確に、「あな

(9) *Ibid.*

(10) Letter from R. Bell to Pattinson & Brewer, November 30, 1908. (MSS.127/AS/OC/3/2/29)

(11) Letter from Pattinson & Brewer to R. Bell, December 10, 1908. (MSS.127/AS/OC/3/2/33)

(12) Letter from A. Singler, secretary of Hasland branch, A.S.R.S. to R. Bell, November 30, 1908. MS. (MSS.127/AS/OC/3/8/3)

(13) Letter from A. Chamberlain, secretary of Lancaster branch, A.S.R.S to R. Bell, December 1, 1908.

たは議会基金を要求できない」と答えている。⁽¹⁴⁾ 12月8日にはベルは総書記として各支部に向かって、議会基金は要求できない旨通告し徹底しなければならなかった。

一方、オズボーンは、12月6日執行委員会に宛てて「私信 (private)」を送った。オズボーンの訴訟の費用など資金の出所についてはさまざまな憶測がながれていた。訴訟の背景には資金を提供する「誰かが背後にいる」という憶測である。かれはその私信のなかで、「わたしの支部が行ってきた政治寄金にたいする4年半の闘いにかんしておかしな点は何もない。わたしの全会計帳簿はあなたの検査のために公開されているし、もしあなたが望むなら、つぎの年4回の〔執行委員会〕会議によるこんで報告書を提出したい。ただし、その時に訴訟の決着がついていたらの話だが。」と書いている。また、「わたしは明確に誓っているが、いかなる個人も団体もその行動の背後にはいないし、わたしの支部以外にそれに関わっているものはいない。わたしの支部も支持決定をとおした以外にほとんど何もしていない」、「われわれの組合員の憤激した良心の自然発生的爆発」であるとも述べている。⁽¹⁵⁾

控訴審判決が労働党への寄金を禁止しただけでなく、それ以外の政党への寄金も禁止した点は、オズボーンの最初の思惑を越えたものであったことは間違いない。保守党や自由党への寄金も禁止されたのである。A.S.R.S.に則していえば、リブ・ラブ派のR.ベルへの寄金もできないということになった。この点をオズボーンは止むをえなかったとして、つぎのように書いている。

「今回の決定はわたしの意図していた以上に進んでしまった（ように見える）が、必ずしもそうではない。そこでは〔ネヴィル法廷では〕、スティーアール訴訟の判決にわれわれは縛られていたし、わたしもまさしくそう考えていた。あの法廷で、ご存じのようにわれわれは敗訴し、控訴に向けて準備した。しかしいまや炭鉱夫たちが、多数の組合員の反対にもかかわらず、社会主義労働党への加盟を決定した」というような状況下では、労働党以外の「良き議員たち」も禁止されることは止むをえないと考えて訴訟した。すなわち、「わたしは個々の議員のためではなく、原則のために闘わざるをえなかった。……半分は認め、半分は反対するというのは困難だった。状況をより明確にするためにわれわれは全てのことはパブリック・ポリシーに反すると主張した」⁽¹⁶⁾。

そして、オズボーンは上院にアピールしないよう、つぎのように要求した。「もしあなたが上院に持ち込むならば、そこであなたと会うようにしたい。たとえ資金のためにロンドンの街頭で物乞いせざるをえなくとも。いくつかの組合はA.S.R.S.への禁止命令を無視するといっている。もしそうであるならば、わたしは自由になった奴隷として、わたしの仲間の奴隷を自由にするのを助

、1908, MS. (MSS.127/AS/OC/3/8/6)

(14) Letter from R. Bell to A. Chamberlain, December 2, 1908. MS. (MSS.127/AS/OC/3/8/14)

(15) letter from W.V. Osborne to E. C., A.S.R.S., December 6, 1908, MS. (private). (MSS.127/AS/OC/3/13/41)

(16) *Ibid.*

ける用意がある。自由はわたしにとって生命の息吹である。雇用者には被雇用者にたいしてトリー一党を支持するように、そうでなければ解雇するという脅しでもって強制する権利があると、法廷であなたは認めたことを想起されたい。裁判長が厳しく問い詰めたとき、あなたはそれを認めたのである。自発的基金には干渉しないから、この訴訟を上院までもっていてはならない。⁽¹⁷⁾

だが、上院へのアピールは時間の問題であった。1908年12月11日、A.S.R.S.執行委員会は上院にアピールすることを全員一致で決定したが、それをオズボーンは「社会主義者の最後の逃避所」⁽¹⁸⁾と揶揄した。A.S.R.S.にとっては、従来から労働組合が政治寄金をつづけてきたという歴史もさることながら、自由党や保守党に比べて控訴審の判決は余りにも不公平にみえた。というのは、1900年から6年にかけて議会には鉄道会社の利益代表者は53人おり、1906年の選挙で21人に減ったとはいえ、労働者の代表は3名にすぎなかったからである。その21名は鉄道会社から支払われていたのにたいし、A.S.R.S.だけが議員への支払いを禁止されたのはいかにも不公平であった。⁽¹⁹⁾

控訴審判決にたいし、労働界の反応は概して楽観的だった。他の組合はまだこの判決にたいして闘うという姿勢はとらなかった。判決は労働組合を団結させ、労働党を最終的には強化するだろうとの見解もあった。⁽²⁰⁾遠からぬうちに自由党政権は、判決を覆す立法をなすだろうとの見方もあった。1906年労働争議法によりタフ・ヴェイル判決が覆った2年前の余韻がまだ残っていたのである。また、判決は自発的政治寄金を禁止してはいないので、従来通り寄金できるとする解釈もあった。⁽²¹⁾労働者の新聞よりも、『グラスゴウ・ヘラルド』、『マンチェスター・ガーディアン』、『ペル・メル・ガセット』などの自由主義的新闻のほうが危機感を抱き、この判決をタフ・ヴェイルに匹敵する反労働者的な弾圧判決であると警告していた。⁽²²⁾

判決の直接的影響は、すぐに現れはじめた。判決がでた1週間後には、南ウェールズ炭鉱夫連盟(S.W.M.F.)やロンドン植字工組合にみられたように、登記所が中央や地方の議員を支持する規約をもつ労働組合の規約登録を拒否した。労働党に反対する組合員が法的に訴えるケースも現れた。⁽²³⁾S.W.M.F.所属の炭鉱夫は、すでに過去5年間支払った議会代表基金の払いもどしを組合に求めた。1909年1月27日には、S.W.M.F.の議会基金は違法であるとする訴訟がマウンテン・アッシュ・カ

(17) *Ibid.*

(18) Osborne, *My Case, op. cit.*, p.49. 上院にアピールするためには通常の担保金が200ポンド、それに保障金が500ポンド要る。これを労働組合のばあいには上院に収めなければならないので、その額を送るようにとパティンソン・アンド・ブルーアー法律事務所はベル宛に12月14日に書いている。(MSS.127/AS/OC/3/2/38)

(19) Bagwell, *op. cit.*, p.89.

(20) *Labour Leader*, December 4, 1908.

(21) *Ibid.*, March 15, 1909.

(22) *Glasgow Herald*, November 30, 1908; *Manchester Guardian*, November 30, 1908; *Pall Mall Gazette*, November 30, 1908, quoted in Klarman, *op. cit.*, pp.98-99.

(23) *Times*, December 14, 1908.

ウンティー裁判所におこされ、同年2月4日には払い戻しを認め、政治寄金を禁止する判決がだされた。植字工の組合でも同年2月5日、同じく議会代表基金の禁止命令が決定され、自発的寄金に切り換えざるをえなくなった。鋳鉄工や大工指物師の組合も、それぞれ安全のため自発的寄金に切り換えた。

A.S.R.S. 内部への控訴審判決の衝撃は大きかった。トートン第2支部は、1908年12月7日に50名の支部組合員の要請として、執行委員会にたいしベルがどれだけオズボーンと連座していたのか調査せよ、オズボーンは組合を破壊するためにやったか否かを調査せよ、もしそうならば「規約によって関係者全員を組合から除名するよう手段をとること」を求め、ベルの議会費用もすぐに止めよと書き送った。⁽²⁴⁾ベルはリブ・ラブ派として国会議員に選出されていたので、労働党支持者からは根深い反発があり、オズボーンと通底しているのではないかと疑惑がかけられたのである。

一方ベルはベルで、オズボーンを陰謀罪で告訴できないかと弁護士ピーターソンに問うている(12月14日)が、ピーターソンは「かれは組合を傷つける目的で団結してはいない。かれの目的は組合が、かれが信じるように、また控訴審が考えたように、非合法な方法で行動することを阻止することであった。わたしの意見では、たとえかれや他のひとびとが法定団体の力の行き過ぎを阻止する目的で共同行動をしようとも、そのひとは陰謀罪にはならない」と、回答している⁽²⁵⁾(12月17日)。A.S.R.S.は弁護士の助言を得て自発的寄金に切り換え、また、1909年3月には同年度の労働党大会には代表を送らないと決定することになった。

3. 「自発的議会基金」の創設

禁止された強制的基金に代わって、A.S.R.S.は自発的に基金を集める方法を案出した。「鉄道従業員自発的議会代表協会」(Railwaymen's Voluntary Parliamentary Representation Association)がそれである。その協会の書記には、『レイルウェイ・レビュー』編集長で労働党の議員であるワードル(Wardle)がなった。ベルはこの組織をA.S.R.S.から独立したものする必要があり、各支部からの問い合わせにたいして、自分は答える立場にはないから、直接ワードルに問うようしばしば回答している。⁽²⁶⁾

つぎのピラは、グロースター支部が自発的基金の集会を呼びかけたものである。しかしこのばあいも、同支部と自発的基金の組織とは建前上切り離さねばならなかった。

(24) Letter from F. Newman, secretary of Toton No.2 branch, Notts, A.S.R.S. to R. Bell, December 7, 1908, MS. (MSS.127/AS/OC/3/13/42)

(25) Letter from Pattinson & Brewer to R. Bell, December 10, 1908 (MSS.127/AS/OC/3/2/33); *Opinion by A. F. Peterson*, Lincolns Inn, December 17, 1908. (MSS.127/AS/OC/3/2/44)

(26) 例えば、Letters from H. Payne, Monmouth, January 12, 1909, (MSS.127/AS/OC/3/8/93), and from C. Hammonds, Craven Arms branch, December 29, 1908. (MSS.127/AS/OC/3/8/88)

「特別

鉄道労働者代表協会 (Railwaymen's Labour Representation Association)

鉄道労働者の仲間へ

オズボーン対 A.S.R.S.訴訟の控訴審の判決により、労働組合は現在議会または地方の労働代表のために基金を集めることが禁止されている。それ故グロースターに協会を結成する見通しをもって集会を開くことが決定された。われわれは皆われわれの議会代表——ベル、ハドソン、ウォードルの諸氏が良い仕事をしていると認識している。それ故われわれは、かれらをわれわれの代表として継続するために基金を実現することを理解しなければならない。労働の大義は偉大なものであり、全ての労働者の協同を必要としている。

アーサー・ホルダー

集会日、日曜、3月28日

集会場所、ヴォクソル ホテル

集会時間、午後6時30分

来たれ！

(27)
」

このビラはグロースター支部の書記ホルダーより本部のベル宛に送付されたものであるが、添付された書簡には自発的協会は A.S.R.S.の組合員にかぎるのか、それとも鉄道労働者全員でよいのかと問うており、さらに組合員カードに議会基金を記入するのは禁止命令違反になるのかも問うている。また、アサリントン支部からも問い合わせがあったように、12月末に集金した強制基金は判決が最終的にでるまでそのままにすべきかどうかも問うている。⁽²⁸⁾ 控訴審判決後数カ月経っても、各支部は依然として控訴審判決の意味や自発的基金との関係を明確には捉えていなかったことがわかる。ベルは3月27日、ホルダー宛に、組合員カードに議会基金を記入するのは禁止命令により違法となる、議会の目的で集めた資金を支部運営の目的で使用することもできない、自発的基金のことは全てウォードルに聞け、と答えている。⁽²⁹⁾ 自発的基金は控訴審判決から逃れる方法として考案されたものであったが、その後の経過をみると成功したとは評価できない。

4. 「ハドソン問題」

このようななかで、組合にとっての難問は「ハドソン問題」であった。⁽³⁰⁾ 「ハドソン問題」とは、

(27) ビラは、MSS.127/AS/OC/3/8/120/iv.

(28) Letter from Arthur Holder, Gloucester branch, A.S.R.S. to R. Bell, March 26, 1909, MS. (MSS.127/AS/OC/3/8/120/ii)

(29) Letter from R. Bell to A. Holder, March 27, 1909. (MSS.127/AS/OC/3/8/120)

(30) ハドソン問題は、MSS.127/AS/OC/3/4/115. に E. C. Minutes などが一括してまとめられている(30ページ)。

A.S.R.S.のオルグ書記であったハドソン (Walter Hudson) が、1906年の総選挙で労働党議員に選出されて以降も、A.S.R.S.がかれに給与を支払ってきたことに端を発する。オズボーンはこれを控訴審判決違反であるとして攻撃した。もともと A.S.R.S.は規約6条1項により6名のオルグ書記を任命していた。そのうち4名はイングランドとウェールズ、1名はスコットランド、1名はアイルランドから選出された。ハドソンは、1898年のA.S.R.S.年次大会でアイルランドのオルグ書記として選出され、ダブリンで1906年1月までその任にあった。ところが同年1月の総選挙で当選したため問題が複雑化したのである。議会活動のため年間100ポンドが、選挙区での活動のため150ポンドが支払われることになり、これが1908年7月までつづいた。オズボーン裁判が進行するなかで、A.S.R.S.執行委員会は弁護士に助言を求め、1908年12月の執行委員会では年間156ポンドを支給することを決議した。その156ポンドをオズボーンは標的にしたのである。その12月の執行委員会の決議とは、「オズボーン対A.S.R.S.の控訴審判決により議会代表としてのハドソン氏の地位が影響を受けたので、執行委員会はつぎの決議をした。ハドソン氏が極めて多数の調停委員会に選出された結果任務が急増したことに鑑み、かれがオルグの一般的な任務にかんするかぎり助言者として行動し、総書記の指示のもとに組合員が調停にかけられたときには組合員を支持する証拠を準備するよう助力することを認め、年156ポンドの給与を支払うものとする⁽³¹⁾」というものであった。これは従来のオルグ書記としての任務にたいし支払うのであって、国会議員としての活動に支払うのではないと理由づけしたことを意味する。控訴審判決で敗訴した組合が苦境に陥り、ハドソンへの支給を正当化しようとするものであった。

この1908年12月の執行委員会では、2名の執行委員が労働党議員ハドソンとウォードルにたいし3年間支払われてきた1200ポンドを、控訴審判決にもとづいて組合に返却すべきだという動議をだしたが、これは採決の結果4名が賛成するだけで否決された。つづいて上院判決がでるまでは現在のA.S.R.S.の政治基金3961ポンドを凍結すべきだとする第1の修正案も、また否決された。結局、労働党の執行委員会、T.U.C.の議会委員会、労働組合総連合(G.F.T.U.)の執行委員会の三者の合同会議を「創出された危機的状況をいかにしてまたどのように扱うべきか検討する目的で」開くという第2の修正案が、4名を除く全員で可決された。⁽³²⁾ すぐに関係3団体に通告され、12月15日に小委員会を開くことになり、A.S.R.S.からはリマー、レイトン、チャールズという3人の執行委員が参加した。

このような動きにたいし、オズボーンは激しく反対した。⁽³³⁾ 反対の根拠は、控訴審判決で政治寄金

(31) *E. C. Minutes*, December 1908.

(32) *Ibid.*

(33) 1908年11月4日、オズボーンは執行委員会宛てに書簡を送り、『レイルウェイ・レビュー』に投稿したが、「執行部に重大な影響を与えるから」との理由で掲載を拒否されたことを抗議した。12月6日にはオズボーンはこの問題で執行委員会と討議したい旨申し入れたが、12月の執行委員会は、「慎重に考慮した結果、かれの提案に同意することはできない」と決定した。

は違法であるとされたにもかかわらず、A.S.R.S.が依然として労働党員ハドソンに支払いをつづけているのは、判決を無視することになるという点にあった。この見解にたいしてはA.S.R.S.執行委員会も認めざるをえず、その後の経過では完全にオズボーンが圧倒する。

一方、ハドソンとウォードルは12月8日、弁護士と法廷弁護士の同席のもとでA.S.R.S.執行委員会に出席した。ハドソンは議会上程されてあったグレイト・ノーザン、グレイト・セントラル、グレイト・イースタンの3つの鉄道会社の合併法案の審議に忙しかつたので、組合のしごとはほとんどしていなかった。したがって、政治活動への組合寄金が違法であることは明白であった。1906年6月のA.S.R.S.執行委員会では、ハドソンは1906年3月の執行委員会の決議により組合基金に払いこんだ600ポンドの返却を求めた。選挙資金に使うためというのが理由であった。執行委員会は「われわれの労働党議員に支払うことはできないとするオズボーン判決をめぐる困難性に鑑み、上院判決がでるまではハドソン氏の申し立ては決定を延期する。また、判決がくだされしだいだちにこの執行委員会を招集するよう総書記に指示する⁽³⁴⁾」と決定した。こうして、ハドソンとA.S.R.S.執行委員会との確執はしだいに増幅されていった。ハドソンは執行委員会が記録などの全ての情報をかならずしも送ってくれないとの不満を表明すれば、一方執行委員会はハドソンが議会での活動を全く組合に知らせてこないと批判する、という状態になった。1909年6月の執行委員会の議事録には、「彼〔ハドソン〕は私〔ベル〕にどこにいるのか、とか何をしているのか知らせたことはない⁽³⁵⁾」とある。1909年9月の執行委員会では、ハドソンの活動はA.S.R.S.の総書記のコントロール下になければならないことが確認され、一定の制限が加えられることになった。

1909年10月4日のレスターでのA.S.R.S.年次大会で、ハドソンは窮状を訴え、その結果、大会はハドソンが議会開催中は宣伝目的のために議会活動に専念し執行委員会に示唆をあたえるとの条件のもとで、従来どおり支払えるとしたが、オズボーンはこれを禁止命令違反であるとして追撃した。オズボーンは10月12日に、「ハドソンの給与について」ベル宛に、つぎのように書いている。1909年9月の執行委員会の議事録をみるとハドソンに給与がまだ支払われており、1908年11月の組合側弁護士の支払い禁止の助言すら破っている。組合本部のためにオルグ書記としてどのような活動をしているかは知らないが、1909年6月末までは議会や他の政治的職務をしてきたことは知っている。これは控訴審判決に反している、と。そして、つぎの点に明確に答えてほしい、としてつぎの5点を挙げ、A.S.R.S.の書記か会長の署名入りの回答を求めた。

- 「1）なぜハドソン氏の給与は払われてきたのか？
- 2）1909年6月30日までの半年の間、かれのオルグの任務は何であったのか？
- 3）かれの給与はなお支払われているのか？

(34) *E.C. Minutes*, June 1909.

(35) *Ibid.*

- 4) 執行委員会はかれが組合基金から支払われていることを知っているのか？
- 5) 同じ質問は他の支払いにも当てはまる。⁽³⁶⁾」

これにたいしベルは10月14日、ハドソンの給与は1908年12月の執行委員会の決議により執行委員会の指示のもとでベルが払ってきた、いまも支払われていると返答せざるをえなかった。これは控訴審判決で敗訴しているかぎり組合にとっては防御できないオズボーンによる攻撃であった。組合としてはハドソンのこれまでのしごとの様式を変更する以外にとるべき方法はなかった。同じ14日、ベルはハドソンにたいして、「この罰則は極めて厳しく、わたしはいかなる個人的リスクもこれ以上負う用意がない」旨通告し、「グレイト・ウェスタン鉄道の調停が終わったならば、貴兄には本部の任務を助けるために本部に毎日午前9時から午後5時までこなければならない」と書き送った。⁽³⁷⁾これはオズボーンの攻撃を避けるためのいわば弁明作りであるが、いままで支払われてきた事実をたいして反論できるものではなかった。それ故オズボーンはさらに追い打ちをかけた。10月21日の書簡では、オズボーンはベル宛に、前回よりもさらに鋭く具体的につぎのように問いただしている。

- 「1) 1908年12月、執行委員会がハドソン氏を156ポンドで特別のしごとにたいし任命したとき、いかなる規約によってその任命がなされたのか？
- 2) そのような特別なしごとはオルグ書記たちによってなされるのか、それとも特別な任務をもつ特別な任命を意図していたのか？
- 3) 1909年6月30日までの半年間にハドソン氏は、特別なものであれ通常のものであれ、じっさいに組合のしごとをしたのか？
- 4) その間のかれのしごとは本部の統制下にあったのか？
- 5) かれが議会のしごとに時間を費やしている間、組合はかれに支払ったのか？」⁽³⁹⁾

ベルと本部は追い込まれた。その結果、10月27日にA.S.R.S.の財務委員会がこの問題を検討し、「オズボーン訴訟の上院判決はでないが、ハドソンには賃金も他の支払いもこれ以上支払うことはしない。ただし、グレイト・ノーザン鉄道の調停と関連する任務、あるいは総書記の命令により組合のために遂行する任務は除かれる」⁽⁴⁰⁾と決定し、その結果は翌日オズボーンに伝えられた。じっさいには、ハドソンには調停などにたいし支払われることはなかった。

同年10月4日のA.S.R.S.のレスターでの年次大会で、新たに議会書記を任命する決定をしたの

(36) Letter from W.V. Osborne to R. Bell, re Hudson's Salary, October 12, 1909. (MSS.127/AS/OC/3/4/115)

(37) Letter from R. Bell to W.V. Osborne, October 14, 1909. (MSS.127/AS/OC/3/4/115)

(38) Letter from R. Bell to W. Hudson, October 14, 1909. (MSS.127/AS/OC/3/4/115)

(39) Letter from W.V. Osborne to R. Bell, re Hudson's Position, October 21, 1909. (MSS.127/AS/OC/3/4/115)

(40) *Trustees and Finance Committee's Report*, October 23, 1909. (MSS.127/AS/OC/3/3/26)

にたいし、11月29日にオズボーンは、議会書記に支払いがなされたばあいには委託委員会とベルを訴えると圧力をかけた。ベルは法廷弁護士デューク (H. E. Duke) とエドモンド・ブラウン (Edmond Browne) の見解を求めたところ、議会書記という名称と使おうが、そのような支出は禁止命令違反になるとの回答を得た。それ以降、ベルはオズボーンとこの点では同じ見解を表明することになる。

VII. 上院判決＝オズボーン判決

1. 上院判決とその影響

A.S.R.S. の上院へのアペールは、1909年7月22日と23日に審議された。ホールズベリー (Halsbury), アトキンソン (Atkinson), マクノートン (MacNaughton), ショウ (Shaw), ジェイムズ・オヴ・ハーフォード (James of Herford) の5名が法制議員であった。オズボーン側はふたたびジェンキンスを立て、その指示のもとでバウアー (Bower) が国会議員に労働組合が寄金を提供することはすべて違法であると主張し、その理由として、議員に歳費を支払うことは議員を墮落させ、パブリック・ポリシーの観点ではなく、個々の支持団体の利害によって行動することになるからと指摘した。これは控訴審での勝利判決の内容を繰り返したものである。

これにたいし A.S.R.S.側は前検事総長ロバート・フィンレイ卿 (Sir Robert Finlay) を立て、議員を支持するのは労働組合の目的に沿った法律を制定するためであり、労働組合の目的を逸脱していないと論陣をはった。しかし判事アトキンソンとホールズベリーは、控訴審のときの3人の判事と同様の見解を採り、労働組合の政治活動にまで労働争議法の免責を拡大することに批判的であった。上院では下級審に比べ、A.S.R.S.の規約だけでなく、労働党の規約も重視した。

上院は1909年12月21日に判決を下した。5人の法制議員全員が A.S.R.S.側のアペールを退け、オズボーンを勝訴とした。ホールズベリー、アトキンソン、マクノートンの3人は、労働組合の政治寄金は1971年・76年労働組合法が規定した以外のことであると認定し、越権 (ウルトラ・ヴァイラス) であると判定した。他の2人ジェイムズとショウは政治寄金を越権とは認定せず、代わって1906年法が選出される議員は労働党支持の署名をしなければならないとしている点を批判した。議員歳費は労働組合の活動を越えるものであり、イギリス議会の長年培ってきた独立と自由に反すると主張した。⁽⁴¹⁾ オズボーンはその判決を聞く場において、「7年戦争の終わりである」といった。

判決2日後の12月23日、オズボーンはつぎの3点を組合にたいして申し入れた。⁽⁴²⁾ 第1は、A.S.R.S.の現有の議会基金4000ポンドを議会候補者に使用しないこと。第2は、国会議員ウォルター・ハ

(41) 1909年12月21日の上院判決は、MSS.127/AS/OC/3/4/17.

(42) Letter from Cas. T. Wilkinson, to R. Bell, December 23, 1909. (MSS.127/AS/OC/3/3/36)

ドソンに歳費を払わないこと。もし支払いを続けるならば、法廷に訴える。第3に、もし1909年10月のA.S.R.S.年次大会の決定にもとづき議会書記を任命したら違法である。以上の3点であるが、最後の議会書記については若干説明が必要だろう。議会書記（バーリアメンタリー・セクレタリー）は、1909年10月のA.S.R.S.年次大会でリーズ・セントラル、セント・ポアンクラス、ニュートン・ヒースの各支部の提案にもとづき審議決定したものである。それは、議会にかんする事項が増大しているので従来の総書記をその職務から免除し、その職務に専念する書記を新たに任命するものであった。ベル自身はオズボーン訴訟との関係でそのような議会書記の任命が効力を有するかという点で懐疑的であり、じじつ12月9日には弁護士にその点を質していた⁽⁴³⁾。同時に、ハドソンに支払うべきか否かも問うている。

労働党、T.U.C., G.F.T.U.の合同評議会は、オズボーン上院判決を検討するため特別会議をニューポートで開くことを決定した。判決は「極めて重要」なので、1日討議する必要があるとされた⁽⁴⁴⁾。その開催を伝達するビラは、ステッドマン (W.C.Steadman)、アプルトン (A.Appleton)、マクドナルド (J.Ramsay MacDonald) の3名の名前で出されている⁽⁴⁵⁾。ただちに起こった問題は、このような会議にA.S.R.S.が代表を派遣すること自体がオズボーン判決に違反するのではないか、という点であった。もし違法であるとする、オズボーン判決を覆すための会議がその判決によって開けないということになる。A.S.R.S.は弁護士ピーターソンにその点を問うた。ピーターソンはニューポート会議への代表者の費用は組合からだしてもよいとの見解を示した⁽⁴⁶⁾。その理由として、オズボーン判決により鉄道員の代表を議会に送ることはできないが、組合が下院に鉄道員の代表を送ることを可能にするために法律をいかにして変更するかを考察することはできる、としたのである。ニューポートの特別会議では、ケア・ハーディーは判決が立法により覆されないならば、タフ・ヴェイルよりも労働運動にとって有害であることが証明されるだろう、と述べた。ヘンダーソンもスノードンも、判決は労働党の存在を脅かすことになる、と警告した。ようやくオズボーン判決が労働党の存続にとって決定的に重要であるとの認識が広まっていった。

労働組合のなかでも判決の意味するところはすぐには理解されなかった。1年以内に25の組合がオズボーン判決に呼応して、政治基金反対、議員歳費反対の訴えがなされ、24人の労働党議員の収入が影響を受けた⁽⁴⁷⁾。禁止命令の影響は、鋳型工、郵便夫、印刷工、機械工の組合に現れた。機械工組合 (A.S.E.) は1911年4月まで、禁止命令を避けるために議会代表基金の強制的徴収を中止した。

(43) *Opinion re Parliamentary Representation, A.S.R.S. by Edmond Browne*, February 12, 1910. (MSS.127/AS/OC/3/3/36)

(44) *Labour Leader*, February 11, 1910.

(45) Joint Board のビラは, MSS.127/AS/OC/3/6/1. *Report of Special Joint Board Conference at Newport*, February 8, 1910.

(46) *Opinion re Osborne by Peterson*, January 17, 1910.

(47) T.U.C. Parliamentary Committee, *7th Quarterly Report*, December 1910.

炭鉱夫組合 (M. F. G. B.), 繊維工場労働者 (U. T. F. W. A.), 織布工 (北部) (N. C. W.) など巨大組合もそれと同様に中止ないし規制した。織布工組合の議員デイヴィッド・シャクルトン⁽⁴⁸⁾は、組合費からではなく自費で賄うよう警告されたりした。

ここで訴訟費用についてみておこう。組合側がオズボーン裁判のために支出した費用は、約5500ポンドにもものぼった。そのなかには組合が敗訴したため支払ったオズボーン側の費用約1500ポンド⁽⁴⁹⁾が含まれている。その内訳は以下のようであった。

	弁護士費用	一般支出	法廷費用
ネヴィル判決までに	£ 362 5 ^s 6 ^d .	£ 161 7 ^s 2 ^d .	£ 632 8 ^s 0 ^d .
控訴審判決までに	241 16 0	74 12 4	130 15 2
上院判決までに	2896 7 0	426 5 9	630 11 6
合計	3500 8 6	662 5 3	1394 14 8
		3500 8 6	
全支出		4162 13 9	4162 13 9
		総計	5556 8 5

この他に

控訴審のオズボーン氏の費用	£ 1016 11 ^s 6 ^d .
上院のオズボーン氏の費用	523 19 3

2. ウェブのオズボーン判決批判

ウェブはオズボーン判決が政治活動だけでなく、教育活動をも規制するほど大きな影響をあたえたとし、「オズボーン革命」⁽⁵⁰⁾と称した。図書館の創立、大学拡張運動、労働者教育協会、ラスキン・コレッジなどの労働者教育にたいし労働組合が寄金することが違法とされたからである。

シドニー・ウェブは、ユニティー・ハウスの開所式において、オズボーン判決を批判する演説した。それは長いもので、『レイルウェイ・レビュー』(1910年9月22日)に掲載された全文は2面にわたっている。ウェブはいう。「かれら〔判事ら〕は労働組合とは何であるか、労働組合は過去に何であったのかを探究することを拒否し、また特定の組合がなすべきでない裁判官閣下がいうことを実行したのかどうかを理解する労をとらなかった。かれらはかれら自身の意識から、労働組合が何のためにあるかを帰結し、そして、そのなかに政治行動は含まれていないといったのである(笑い)。じっさいに、100年前の労働組合は政治行動をした。労働組合は1824年・25年に合法化され、それ以降政治行動をした。労働組合はふたたび1871年に合法化され、当時の議会を知って政治

(48) *Parliamentary Debates*, April 13, 1910, xvi, col.1356.

(49) Letter from Pattinson & Brewer to J.E. Williams, July 1, 1910. (MSS.127/AS/OC/3/6/65)

(50) Sidney Webb, 'Osborne Revolution', in *English Review*, January 1911.

行動をした。1875年・76年に労働組合は合法化され、当時の議会を知って政治行動をした。労働組合は1906年にふたたび合法化され、議会を知って政治行動をした。」そして、総選挙のあった1868年、74年、80年、85年、95年、1900年、1906年には常に労働組合は政治活動したと指摘したあと、「これらの選挙のときはいつでも、労働組合は選挙を闘う目的で組合員から寄付された基金から支出した」(ヒアー、ヒアー)と述べ、さらにこう演説した。「オズボーン判決は、タフ・ヴェイル判決がそうであったように、完全に永久に廃止されることを労働組合のために主張しなければならない。なぜ労働組合は政治行動をとることが正当であるという基礎の上に形成されてはならないのか、十分な理由が示されていない。⁽⁵¹⁾(ヒアー・ヒアー)」

このウェブの演説は鉄道会社の経営者たちを激怒させた。その結果、ウェブの創設したロンドン・スクール・オブ・エコノミクス(L.S.E.)から、5年間務めてきた評議員が引き上げる事態になった。⁽⁵²⁾『レイルウェイ・レビュー』(1910年10月28日)は、「シドニー・ウェブの鉄道員に向けた演説により、グレート・イースタン鉄道会長のクラウド・ハミルトン卿、グレート・ノーザン鉄道の経営責任者バリー氏、グレート・ウェスタン鉄道の経営責任者イングリズ氏が、L.S.E.評議員を辞任した」と報じている。ウェブのハミルトン宛の手紙(10月22日)は、ウェブが10月18日にその辞職を知ったことを示している。11月にはシンディカリズムの組織形態である産業組合が提唱されはじめ、「労働不安」の時代が始まる。ウェブはシンディカリズムに激しい批判を加えることになる。

(続)

(経済学部教授)

(51) *Railway Review*, September 22, 1910.

(52) もともとL.S.E.はウェブがパリのエコール・ポリテクニクを一部モデルとして創設したものであった。1894年フェビアン協会会員ヘンリー・ハッチンソン(Henry Hutchinson)がフェビアンの活動のために1万ポンドの遺産を残して死去すると、ハッチンソンの委託者の一人であったウェブはベアトリスと相談しただちにその半分は協会に、半分は経済学のための大学レヴェルの研究所をつくるために使うことを決めた。遺書にはなかったこの決定は、フェビアン協会執行部に伝えられたときには反対はなかったが、翌年バーナード・ショウはそれに抗議する私信を書いたし、ラムゼイ・マクドナルドも反対した。ウェブは法廷弁護士R. B. ハミルトン(Hamilton)に自分のとった行動が合法かどうかを問い、L.S.E.の創設がフェビアン主義の普及に沿うので違法ではないとの回答をえたものの、ハッチンソン・トラストの全ての記録を委託者の生存中は封印するようはたらきかけた。じじつ1955年に最後の委託者エドワード・ピアーズ(Edward Pease)が死去するまでこれは封印され、1963年にシドニー・ケイン(Sidney Caine)が『L.S.E.創立史』を書くまでL.S.E.創設初期の経緯は明らかにならなかったことは、現在ではよく知られている。ウェブ自身はL.S.E.の評議会会長を1912年まで務めたが、鉄道国有化を擁護する演説をして鉄道会社の反発を再発させ、ついに辞任した。その後は1927年まで行政教授(無給)としてL.S.E.と関係を維持できただけであった。